

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 京都市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

京都市においては、「京都市におけるこれからの文化財保護の在り方について」（京都市文化財保護審議会答申、平成31年（2019）3月）を受けて、改正文化財保護法（平成31年（2019）4月施行）に位置付けられた「文化財保存活用地域計画」を令和3年（2021）7月に策定した。同計画では、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形、無形のもの全てを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図っていくこととしている。

一方、京都市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の経済への悪影響等により、厳しい状況にあり、同計画の推進に当たっては、京都文化遺産の所有者や保存技術の保存団体はもとより、市民、大学、博物館、企業等、京都文化遺産をまちの誇りに思う多くの関係者と協働し、民間活力も含んだ幅広い財源の確保や体制の強化、施設の充実に努めることにより、京都文化遺産の質と量にふさわしい保存活用の体制を整えていく必要がある。

このため、「京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える」を基本理念、「見つける」、「知る」、「守る」、「活かす」を基本方針として、具体的な施策を示し、多くの関係者と共有を図ることで、京都文化遺産の維持継承の取組を強力に推進していく。

その一環として本計画においては次のとおり取り組むことにより、より一層の好循環を創出し、京都文化遺産の持続的な維持継承につなげていく。

ア 京都文化遺産の構成要素である主な文化財の保存・活用の今後の方針は次のとおり。

● 有形文化財（建造物）

引き続き、京都市にとって特に重要な文化財の指定・登録を進めるとともに、市民が残したいと思う建物や庭園を選定、認定する“京都を彩る建物や庭園”制度や、景観法や京都市市街地景観整備条例に基づく建造物指定制度や地区指定制度等を活用しながら、多様な歴史的建造物の維持継承につなげる。

また、文化財や歴史的建造物の多くは伝統的な技術によって作り出されたものであり、その保存には、技術の継承も不可欠であることから、伝統産業の施策とも連携を図りながら、文化財の保存技術やそれを生み出す匠の技の継承に努める。

● 無形の民俗文化財や文化遺産

京都市には、祇園祭や京都五山送り火などの日本を代表する祭礼行事に限らず、地藏盆をはじめ、それぞれの地域に根付いた年中行事や民俗芸能が残されている。

また、和装、華道、茶道、香道、書道等の「生活文化」が息づいている。

これらについて、生活文化への保護の拡大など、国の動きを踏まえながら、京都市として維持継承を図るための制度等の検討を進める。

その際、地域活性化の核としての活用や、暮らしの中に取り入れる取組の一層の充実を図ることにより、京都の歴史都市としての魅力を高め、市民生活を豊かにしていくことを目指す。

● 文化的景観

文化的景観については、平成27年（2015）10月に「京都岡崎の文化的景観」が重要文化的景観に選定された。一方、京都の景観は、その全てが文化的景観であると言えることから、市域全体に係る「京都の文化的景観」調査報告書（令和2年（2020）3月刊行）を受けて、文化財保護政策と景観政策との一層の連携を図りながら、京都文化遺産を大切にしたまちづくりとして一体的に政策を推進していく。

イ 本計画においては、京都文化遺産の保存・活用に向け、以下の取組を推進する。

● 歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用

市内に点在する世界文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、伝統的建造物群、更には歴史遺産の周辺にある京町家等の歴史的建造物の積極的な保全、継承及び活用を図る。

具体的には、京町家や社寺等の未指定の歴史的建造物の文化財指定・登録や景観重要建造物・歴史的風致形成建造物指定等を進め、建造物所有者に対する技術的・財政的支援を行う。

また、歴史的建築物の景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら、安全に使い続けるため、建築基準法の適用除外制度を柔軟に活用し、歴史的建築物を良好な状態で次世代に継承する。

さらに、歴史的建造物の防災安全性を向上させるための技術的・財政的支援を積極的に行う。

● 歴史的町並み景観の保全・向上

京都市では、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組んできたが、引き続き、新景観政策の更なる進化を着実に推進し、歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を進め、歴史的風致の維持向上を図る。

具体的には、道路の無電柱化や美装化、良好な広告景観づくりなどに取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路修景整備などによる美しい道づくりや歴史的風致を紹介する案内標識の整備、遺跡や公園の整備など公共空間の整備を推進する。

また、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を有する橋梁や史跡、公園等の都市施設の改修や整備を進める。

さらに、地域の歴史的な公共空間を構成する私道や石垣の維持・保全及び屋外広告物の適正化を進めるための技術的・財政的支援策を検討する。

加えて、身近に庭園文化を感じられるようにするため、歩行空間の修景や緑化を進めるとともに、雨水流出抑制等の効果が期待される雨庭の整備を推進する。

● 歴史的風致を取り巻く周辺環境の保全・向上

歴史的風致を取り巻く市街地環境や自然環境の保全を図るため、新景観政策を進化させるとともに、歩く魅力のあるまちづくりや京都市の歴史・文化を支える森林景観の保全を推進する。

具体的には、地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画の見直しや特例制度の活用を検討等を行うなど、新景観政策の更なる進化を図る。

また、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、観光地周辺における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、車線構成の見直しによる安心・安全で快適な歩行空間の創出といった、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。

さらに、京都市の歴史・文化を支える森林景観を保全するため、引き続き三山の森林再生に取り組む。

● 地域力を活かした歴史まちづくりの推進

地域内の交流を促進し、生活文化を継承していくことが、京都市固有の町並みやそこで営まれる様々な活動を維持向上させるうえでも重要である。そのためには、地域コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を活発にする必要がある。

具体的には、地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組を積極的に支援するとともに、地域の団体や企業、市民活動団体等の連携によるまちづくりを推進する。

また、密集市街地や細街路における防災上の課題に対しては、個々の建物の防災安全性を向上させつつ、地域全体の防災力を向上させる取組が不可欠であることから、歴史都市京都ならではの住民主体の防災まちづくりの取組を技術的・財政的に支援する。

● 文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成

京都の優れた文化芸術や伝統産業を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。

具体的には、京都文化遺産の保存と活用により社会・経済における好循環を創出するとともに、文化財の防災・防犯の充実を図る。

また、市民、芸術家、関係者、企業、大学、団体等と行政の連携により、京都市の文化芸術や伝統産業の担い手・支え手を確保していく。

さらに、京都市の伝統産業が魅力的な産業として次世代に継承されるよう、産学公連携を一層進め、新たなイノベーションの創出を促進していくとともに、時代のニーズに応えるものづくりや流通システムへの対応、地域の特性に応じた商業の活性化を推進する。

● 市民生活と調和した観光政策の推進

感染症予防・拡大防止を徹底することにより、市民・観光客双方にとって安心・安全な環境を整えるとともに、観光課題解決先進都市として、市民生活や地域文化をより重視し、市民が豊かさを感じられる観光を目指した取組を進めていく。

また、市民生活と観光の調和の下、京都の魅力の維持・向上等による観光客の満足度向上や、観光事業者や従事者などの観光の担い手がより活躍できる環境の整備を図りながら、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつながるための取組を進める。

今後、この方針を踏まえ、「混雑への対応（観光地・市バス・道路）」や「観光客のマナー違反への対応」に向けて道路の美装化による景観保全や観光案内標識の充実、文化財保護等の取組により京都観光の質を向上させ、国内外の観光客及び市民の満足度向上を図っていく。

(2) 文化財の修理に関する方針

市内には、貴重な京都文化遺産が、数多く残されており、所有者の尽力により維持継承が図られている。

これらの京都文化遺産について、散逸、滅失しないよ

うに、文化財として指定、登録等を行うことも保護の観点から有効である。

保護に際しては、相続時の経済的負担や担い手の不在など、昨今の社会状況の中で厳しい状況に置かれている文化財の所有者もいることから、修理に係る補助、融資や、税負担の軽減など、必要な支援を実施し、負担軽減を図っていく。

一方で、様々な事情により文化財としての指定・登録等を受けていないものがあったり、相続人がいないことや、原材料の調達が困難なこと、保存のための技術が継承されないことなどから、文化財に指定・登録されても維持できないこともある。

こうしたものの維持継承に向けては、“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの独自の制度を活用しつつ、まちづくりの制度や伝統産業の施策とも連携を図りながら、取組の充実を図っていく。

また、文化財保護法、京都市文化財保護条例による指定・登録等の対象となる文化財の定義や、文化財の保存活用の手法についても、時代とともに変化していくことから、持続的な保存を後押しするための制度改善について、国や府とも連携を図りながら、検討していく。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

京都市が管理する文化財や文化財公開施設の多くは、本格的な修理の時期を迎えており、名勝無鄰庵庭園や元離宮二条城については、現在計画的な修理を進めているところである。

また、山科本願寺跡や豊楽院跡など、保存が求められる重要な史跡も多い。

美術工芸品や有形民俗文化財については、その散逸を防ぐため、所有者が維持しきれない場合の受入れや、災害時の一時受入れ等について検討することが求められている。

一方、京都市における受入れや収蔵・展示の拠点となっている歴史資料館及び考古資料館は、開設から35年以上が経過しており、建物が老朽化するとともに、恒温・恒湿の保管庫などの博物館としての必要な機能が十分整っていない状況にある。加えて、収蔵品の増加により、市内8箇所を設置している収蔵庫を含めても、慢性的に保管スペースが不足する状況にある。

このため、貴重な京都文化遺産を関係主体が連携して散逸を防ぐための場所の確保や体制づくりが求められる。

新型コロナウイルス感染症の流行等に伴い、京都市

も非常に厳しい財政状況にあるが、これからの文化財の保存と活用の先進的な取組のモデルを提示していくためにも、今後の長期的な財政負担も考慮しつつ、特に実施すべきものについては、将来を見据えて着実に進めていく。

表5-1 京都市の文化財関連施設

施設名	施設概要
京都市考古資料館 (市登録有形文化財)	埋蔵文化財資料の展示 文化財講座開催 大学生・高校生との合同企画展開催
埋蔵文化財収蔵庫 (市内8箇所)	市内の埋蔵文化財資料を収蔵 淀水垂収蔵庫に資料閲覧スペース設置
京都市京北文化遺産センター	京北地域の出土文化財を中心に展示・収蔵 企画展開催 資料閲覧スペース設置
京都市歴史資料館	京都の歴史資料(古文書・絵図等)の収集・保存・調査 特別展・テーマ展開催 資料閲覧
京都市文化財建造物保存技術研修センター	檜皮葺をはじめとする木造建造物の維持・修理に係る研修等のための施設の提供、情報発信
柳原銀行記念資料館(市登録有形文化財)	地域の歴史、文化、生活資料等を中心とした展示
琵琶湖疏水記念館	琵琶湖疏水(史跡)関連資料収蔵 常設展示
古典の日記念 京都市平安創生館	平安京等の復元模型の展示 平安時代の暮らしと文化体験コーナー
京都市学校歴史博物館(登録有形文化財)	旧番組小学校に伝わる資料の収蔵・展示 旧番組小学校に伝わる歴史資料、学区出身芸術家の美術工芸品収蔵 常設展・企画展開催
祇園祭山鉦館	有形民俗文化財収蔵(山鉦10基等)

表5-2 京都市が管理する主な文化財の活用状況

施設名	活用状況
元離宮二条城(重要文化財ほか)	一般公開
京都市京セラ美術館(登録有形文化財)	美術館
旧武徳殿(重要文化財)	武道場
無鄰庵庭園(名勝)	一般公開
岩倉具視幽棲旧宅(史跡)	一般公開
旧三井家下鴨別邸(重要文化財)	一般公開
京都芸術センター(旧京都市立明倫小学校)(登録有形文化財)	展覧会・舞台公演 芸術家の育成
京都国際マンガミュージアム(旧京都市立龍池小学校)(登録有形文化財)	漫画の収蔵・展示
円山公園(名勝)	一般公開
檜原廃寺跡(史跡)	一般公開
平安宮跡豊楽院跡(史跡)	遺構明示整備中
平安宮跡内裏跡(史跡)	遺構明示整備中
平安宮造酒司倉庫跡(市指定史跡)	遺構明示整備中
山科本願寺跡及び南殿跡(史跡)	一般公開
乙訓古墳群(史跡)	一般公開に向け整備中

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

京都文化遺産は、京都のまちの営みや市民の暮らしの中で生み出され、それぞれが有する社会的・経済的価値を通じて豊かな社会の実現に寄与してきた。文化財は、その中でも特に価値が認められたものであるが、時代の経過により活用されることがなくなったものが、担い手の不在等により維持継承が図られなくなっている。

一方で、近年、京都文化遺産の重要性が再認識され、観光、ものづくり・産業、大学、教育・子育て支援、まちづくりなどの様々な分野にも活かそうとする動きが生まれている。

こうした動きに合わせて、指定、登録された文化財も含め、京都文化遺産の多様な価値を引き出すことを通じて、市民をはじめ多くの関係者が京都文化遺産を守ることの重要性に気づき、自らの手で、日々の暮らしの中でその重要性を伝えていくことが求められる。

京都文化遺産には、建造物、美術工芸品、民俗文化財、文化的景観、生活文化など、多種多様なものが存在し、それらの存在する場所や関わる主体についても、地蔵盆のようにそれぞれの地域に密着したものから、北部の山間地域に特有のものまで多岐に渡っている。

このため、それぞれの京都文化遺産の特性や、その周辺環境、関係者の状況に応じて、その価値を最大限活かせるよう、景観の保全施策やまちづくりに関する施策と、文化財保護施策との連携により、最適な手法で保存活用を目指す。

(5) 文化財の防災に関する方針

近年、初の特別警報発表の事例となった平成25年(2013)の台風18号や、京都の文化財に多くの被害をもたらした平成30年(2018)7月の豪雨等の自然災害が多発している。また、広く国内外に目を向けると、ブラジルの国立博物館、パリのノートルダム大聖堂、沖縄の首里城のように地域にとって大切な文化遺産が火災により焼失する事案が発生している。とりわけ、多くの人が集まる「都市」においては、地震、台風、火災等の災害が、甚大な被害をもたらす可能性があり、歴史都市である京都にとって、文化財への被害が、まちの大きな損失となりうる。

京都市が実施した文化財所有者への意識調査においても文化財の管理状況に不安を感じている所有者も多いことから、改めて文化財の防災・防火の対策の徹底が求められている。

京都市内の文化財建造物の多くは、それ自体が木造、

あるいは木造建造物が密集する地域に存在している建造物であり、火災に脆弱である。また、建築物の中に残されている未評価の美術工芸品や歴史資料等が、地震や火災に伴い毀損、散逸する恐れもある。このため、平常時から文化財所有者への防火・防災に対する注意を喚起するとともに、地域の住民、専門家、消防署・消防団などの文化財の関係機関の協力による文化財の災害予防や、文化財が被災した場合の応急措置なども含めた対策について検討を行っていく。

京都市では、災害発生時に、より迅速な消火・通報・文化財搬出等の初動活動を実施するための「文化財市民レスキュー体制」を構築しており、引き続き、消防訓練等の取組を通じて、一層の充実を図っていく。また、地震、台風等の大規模災害の発生時には、広域での応援が受けられるよう、関係機関や他都市等との連携の仕組みを検討していく。

加えて、昭和23年(1948)3月から令和2年(2020)12月の間に、京都市において発生した文化財関係寺社等における火災の原因のうち41%は「放火(疑いを含む。）」であることや、近年、文化財を毀損する行為や文化財の盗難事件等が各地で発生していることなどから、防犯に係る備えも進めていく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

京都文化遺産を未来に伝えていくためには、市民一人一人が京都文化遺産の担い手となり、持続的な維持継承に取り組むことが重要である。

そのためには、多くの市民が、地域のまちづくりの一環として京都文化遺産が維持継承されていることについて理解を深め、まちづくりに携わる中で、京都文化遺産を守っていくことが求められる。

また、未永く将来に渡り、多くの人に京都文化遺産の維持継承に携わってもらうためには、子供やその親世代など、若い年齢層を対象とした取組が重要である。京都市が実施した市民意識調査では、若年層では、体験型のイベントへの参加を希望する割合が高いことから、京都文化遺産の価値を身近に体験してもらう取組の充実を図っていくことが効果的な取組の一つと考えられる。

さらに、少子高齢化や世帯の小規模化が進行する昨今の社会状況において、幅広い人が京都文化遺産のファンとなり、その維持継承の支え手となっていくためには、京都文化遺産の価値を多くの人に伝えられるよう、情報発信を充実させていく必要がある。

様々な情報が溢れている現代社会においては、単に

情報発信するだけでなく、京都文化遺産に強く関心を持ってもらえるような取組が重要である。これまでから京都市が取り組んできた歴史や文化に関する企画展等の蓄積を活かして京都の奥深い魅力を知ることができるコンテンツを創出することや、市内にある様々なテーマの博物館等と連携して多様な興味に合わせて情報発信することを目指す。

また、海外からの観光客に向けた多言語での情報発信や、障害のある方に配慮したバリアフリー化などの検討、今後の将来を見据え、京都文化遺産のファンや支え手が、その維持継承への支援に、より積極的に関わっていくようなアプローチの検討も行っていく。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民の共有財産である。京都市内では、市街地の約4割が「周知の埋蔵文化財包蔵地」であり、様々な時代の価値の高い埋蔵文化財が数多く出土している。

京都市においては、埋蔵文化財の保護のために、土木工事等に係る事業者からの届出・通知を受けて、文化財保護法に基づく指導を行っている。

指導に当たっては、市内900件を超える遺跡について重要度によって重要遺跡、特別一般遺跡、一般遺跡、一般遺跡に準じる遺跡の4つに分類した遺跡地図（周知の埋蔵文化財包蔵地図）を作成、周知を図るとともに、届出・通知のあった工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて、事業者が発掘調査、試掘調査、立会調査等の協力を求めていく。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

京都市では、文化財の保存・活用に係る事務を文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課が所管しており、現在、文化財保護課には職員41名を配し、このうち各分野の専門職として27名の文化財保護技師（建造物8名、美術工芸品2名、民俗文化財2名、記念物4名、埋蔵文化財11名）を置いている。また、この中から文化財保護技師6名を元離宮二条城に派遣している。（職員配置数は、令和4年12月31日時点）

また、京都市においては、これまでから文化を基軸とした市政運営を推進しており、文化、教育、景観、観光、産業、子育て等の様々な政策を担う部署や、地域のまちづくりを進める区役所等が、京都文化遺産に関連する施策を進めている。また、歴史都市である京都市は、多くの文化財や文化財公開施設等を管理している。

こうした状況を踏まえ、京都市の取組の推進に当た

っては、京都文化遺産に関する専門的な知識や経験を蓄積してきた文化財保護課が一層のイニシアティブを取り、京都文化遺産の総合的な維持継承策を企画立案するとともに、関係部署や区役所がまちづくりの一環として京都文化遺産の持続的な維持継承に取り組み、京都市が管理する文化財や文化財公開施設等において、京都文化遺産の維持継承のモデルとなる事業を実施していく。

また、歴史的建造物などの類似の制度の所管部署の連絡会議や、特定の文化財の保存・活用に係る検討会議など、それぞれのテーマに応じた庁内連絡体制を設け、関係部署が連携して取組を進めていくものとする。

なお、歴史的風致維持向上計画の推進に当たっては、引き続き、京都市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、調査・審議する機関として設置している京都市文化財保護審議会（委員定数：20人）の指導・助言を得ながら進めていく。現在、審議会に所属する委員の専門分野は以下のとおりである。

日本史・考古学	5名
美術史・工芸史	3名
建築史	4名
庭園史・植生史・森林学	3名
民俗学	4名

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

京都市においては、京都文化遺産の所有者は、地域住民等の協力を得ながら、維持継承の取組を進めてきたが、人口減少や地域コミュニティの希薄化等の社会状況の変化に伴い、地域住民を中心とした担い手の確保は、厳しい状況にある。

一方で、市内には、文化財の保存修理を生業とする職人や技術者が多いことに加え、これまでから京都文化遺産の維持継承に関わってきた市民も多く、住民が史跡の保存会を組織したり、学生や社会人が伝統行事の担い手として参画するなどの活動が行われている。

また、京都市が関係団体等の協力を得て養成している「京都市文化財マネージャー」や、ボランティアである「みやこ文化財愛護委員」等も活躍しており、こうした活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援していく。

さらに、京都文化遺産に関心を寄せる研究者、企業等や、観光消費等を通して京都文化遺産を支援したいと考える人も多く、これらの主体が京都文化遺産の維持継承の新たな担い手・支え手となるよう、検討を深めて

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、多くの京都文化遺産が存在しており、文化財保護法や京都市文化財保護条例に基づく指定・登録はもとより、“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの市独自の制度や、京都市景観計画、市街地景観条例等のまちづくりの施策の活用など、多様な維持継承の手法を用いて、それぞれの京都文化遺産にふさわしい保存・活用を実現していく。

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

重点区域内には、多くの指定・登録文化財が存在しており、市指定・登録文化財の所有者等に対する税負担の軽減や修理時の補助、融資などの必要な支援を行うとともに、文化財の所有者による保存活用計画作成に係る助言等を行う。

また、文化財を将来に残そうとする意志のある者への譲渡や文化財の管理組織の法人化などの持続的な管理形態への見直しへの支援など、持続的な保存に向けた検討を行う。

【事業名】

- ・文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築
- ・文化財の重点的修理推進事業（令和6年度完了）
- ・“京都を彩る建物や庭園”修理事業（令和6年度完了）
- ・伝統的建造物群保存事業

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内の指定・登録文化財や文化財公開施設について、計画的な修理等に取り組むとともに、国の指定を受けた史跡等は、必要なものは買い上げるなど、市民に親しまれる場として保存する。

また、京都市が所有する埋蔵文化財、美術工芸品、歴史資料、民俗資料等の保管や恒温、恒湿の実現、民間が所有する京都文化遺産の災害時の受入先の確保に向けた検討を行う。

天然記念物深泥池生物群集については、調査事業を継続しながら、池の生態系改善に取り組む。

【事業名】

- ・史跡元離宮二条城の修繕、整備
- ・名勝無鄰庵庭園の整備
- ・史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業
- ・天然記念物深泥池生物群集の調査の推進

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の地域コミュニティの核となる祭礼行事・民俗芸能や、人々の生活文化を今に伝える京町家、新たな活用を目指す歴史的建造物など、それぞれの京都文化遺産の特性に応じて、市民がその暮らしの中に京都文化遺産を取り入れる取組を支援することにより、持続的な維持継承を目指す。

また、京都の魅力の一層の向上に向けて、歴史的建造物が多く残り、景観保全が特に必要な地域における無電柱化や道路の美装化を推進するなど、京都文化遺産とその周辺環境の一体的な整備を進める。

さらに、市内それぞれの地域の魅力的な京都文化遺産をまちづくりに活かすことにより、各地域の活性化と地域住民による京都文化遺産の持続的な維持継承に寄与する。

【事業名】

- ・歴史的町並み再生事業
- ・歴史的風致形成建造物の整備事業
- ・歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業
- ・指定京町家改修補助金
- ・京町家改修助成事業（京町家まちづくりファンド）
- ・木造住宅耐震診断士派遣事業
- ・まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業
- ・京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業
- ・京町家マッチング制度
- ・道路修景整備事業
- ・歴史的景観を保全する京の道づくり事業
- ・文化首都・京都にふさわしい良好な道路空間の創出
- ・無電柱化等事業
- ・社寺等及びその周辺の歴史的景観保全
- ・魅力ある夜間景観づくり
- ・都市公園等事業（円山公園、淀公園）
- ・高瀬川改修事業
- ・屋外広告物適正化推進事業
- ・広告景観づくりデザイン助成事業
- ・屋外広告物の簡易除却
- ・市内産材を使った京のまちなみ推進事業
- ・雨庭整備事業
- ・景観形成推進事業
- ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進
- ・観光地交通対策
- ・歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備

及び維持管理

- ・横断防止柵等への間伐材活用事業
- ・四季・彩りの森復活プロジェクト
- ・「京都伝統文化の森」推進事業

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の指定・登録文化財について、自動火災報知設備や消火器の設置・更新に対する補助を行うとともに、文化財所有者を対象とした防火防災教育や防災対策マニュアルの周知、防火指導の徹底等、文化財関係者、市民、地域と一体となって防火・防災対策を推進する。

また、文化財が被災した場合の応急措置のための体制の整備や一時保管場所の確保に取り組む。

さらに、京都国立博物館、京都府等と連携して大規模災害の発生時を想定し、広域で連携、協力するネットワークの充実を目指す。

文化財の防犯対策としては、防犯カメラの設置に対する補助を行うとともに、故意による文化財の毀損等の抑止を図るため、京都市文化財保護条例に係る罰則の強化等を検討する。

【事業名】

- ・市指定文化財防災対策重点強化事業（令和6年度完了）
- ・防災まちづくり活動支援事業
- ・防災まちづくり推進事業
- ・細街路対策事業
- ・文化財の毀損に対する罰則の強化の検討

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内の京都文化遺産に関する研究を推進し、その成果を「京都市文化財ボックス」や「京都市文化財保護課研究紀要」の発行を通じて多くの人と共有する。

また、京都市が作成した祭礼行事、民俗芸能等の映像記録について、多くの人々が見て、理解を深めてもらえるよう、広く貸出しを行うほか、多様な発信の方法を検討する。

さらに、京都文化遺産の主たる担い手となる地域住民等を対象に、古文書等を通じて京都文化遺産の魅力を解説する講座や、発掘の現地説明会、史跡ウォークなどの体験型のイベント等を実施することにより、京都文化遺産の価値をより深く、分かりやすく伝える。

次代を担う世代に向けた取組としては、地域や京都文化遺産の様々な関係者の協力を得て、学校教育における京都文化遺産に関する体験学習等を実施すること

で、京都文化遺産の価値を再発見・再認識してもらう取組を進める。

より幅広い人が京都文化遺産の維持継承の支え手となるための取組としては、京都文化遺産に興味を持つ人の裾野を広げるため、SNSやVR、AR等の効果的な活用や、多言語発信の強化により、京都文化遺産の価値を広く国内外に発信する。

また、祇園祭、京都五山送り火などの著名な伝統行事や食文化などの身近な暮らしの文化、永年に渡る京都の歴史の蓄積を活かして、国内外の多くの人に京都文化遺産に興味を持ってもらう取組を推進する。

さらに、多くの人がその興味に合わせて、京都の歴史や文化をより深く知ることができるよう、市内の博物館や生涯学習施設との連携により、情報発信を行う。

加えて、京都文化遺産のファンや支え手が維持継承の活動を直に体験できる場を設けるなど、より深く京都文化遺産の維持継承に関わることのできる機会を創出する。

表5-3 京都市の主な文化財に関する普及啓発活動

名称	活動概要
出版物の発行	『京都市文化財ボックス』（毎年発行） 『京都市文化財保護課研究紀要』（平成29年度から公開）
展覧会、講座・講演会、ウォークラリー開催	京都市考古資料館、京都市歴史資料館等において京都文化遺産の展覧会や講演会、子供向け体験教室や文化財を結ぶウォークラリー等も企画
文化財建造物保存技術普及啓発事業	京都市文化財建造物保存技術研修センターにおける檜皮葺、柿葺、茅葺に関する普及啓発事業（見学会等）の実施

【事業名】

- ・市民狂言会
- ・京都薪能
- ・伝統芸能文化創生プロジェクト
- ・名所説明立札等充実整備事業
- ・観光案内標識設置事業

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

埋蔵文化財の届出等を通じて、重点区域内の各地域の魅力向上に寄与する保存活用の助言・指導を行うことにより、民間事業者による京都文化遺産の保存・活用の取組を支援する。

また、指導内容の一層の充実のため、最新の知見を踏まえた遺跡地図の定期的な更新を行う。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

京都市における文化財の保存・活用に関わる代表的な団体は表5-5のとおり。

今後の取組としては、引き続き、歴史的建造物について専門的な知識を有し、その調査等を行う「京都市文化財マネージャー」の養成や、ボランティアである「みやこ文化財愛護委員」のスキルアップに対する支援を行うなど、京都文化遺産の維持継承の担い手の育成に取り組む。

また、京都文化遺産の維持継承の活動への観光事業者の積極的な参画、協力に向けて、京都観光行動基準（京都観光モラル）の普及・実践を図っていく。

京都文化遺産の担い手への支援としては、文化財の保存技術保持者や文化財マネージャー、みやこ文化財愛護委員、史跡保存会等として活動される方に対する支援制度、顕彰制度の創設を検討する。

また、京都文化遺産の保存活用の取組を支援する団体を「文化財保存活用支援団体」として指定することで、その活動の一層の促進を図る。

さらに、京都文化遺産に関係する多くの担い手がお互いのノウハウや課題を共有し、京都文化遺産の維持継承に連携して取り組んでいけるよう、情報交換を行う場を設ける。

表5-4 京都市の主な文化財に関する人材育成事業

名称	活動概要
京都市文化財マネージャー制度	未指定・未登録を含めた文化財建造物を対象に調査や保存・活用に関わることのできる民間の人材を育成
みやこ文化財愛護委員	文化財保護ボランティア育成のための市民向け文化財講座の開催

表5-5 京都市における文化財の保存・活用に関わる代表的な団体

団体名	事業概要
公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所	<p>埋蔵文化財の調査、研究、保護を目的として、京都市の出えんにより昭和51年（1976）に設立された。</p> <p>埋蔵文化財の発掘調査・保存、研究及び出版物の刊行などを主な事業とする。埋蔵文化財についての市民講座、現地説明会などを実施し、一般への普及啓発にも努める。京都市管理史跡等の保存管理業務を受託する。</p>
公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団	<p>京都の文化財、観光資源の保護を願う財界、文化人など各界有志の賛同を得て、京都市の出えん金によって昭和44年（1969）12月1日に設立。</p> <p>日本人の心のふるさととしての京都の文化観光資源を守り、後世に引き継ぐため市民・国民各層から浄財を集め、これを京都市文化観光資源保護基金に積み立て、その運用収入によって文化観光資源の保護とその活用、豊かな文化の創造に寄与する下記事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化観光資源等に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者、管理者の行う文化観光資源（建造物・美術工芸品・庭園等）の保存修理、防災施設等の保護事業 ・文化観光資源を取り巻く自然環境の保全とその整備 ○伝統行事、芸能の保存及び執行に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・葵祭、祇園祭、時代祭、京都五山送り火の四大行事 ・上記以外の伝統行事、伝統芸能の保存執行 ○文化観光資源に関する調査研究事業 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事芸能の実態調査及び写真記録 ・助成対象文化財等の調査・資料の収集、国（文化庁）による文化的景観モデル事業（北山杉の林業景観の保存・活用事業調査）の受託 ○文化観光資源保護思想の啓発普及事業 <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物の発行、文化財特別公開や「京都の郷土芸能」公演（講演と実演）等の文化観光資源公開事業の実施 ・伝統行事・芸能功労者並びに文化観光資源保護協力者に対する表彰など
公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター	<p>行政、住民、企業の連携を図り、京都らしい景観の保全・創造を図ることを目的として、平成9年（1997）に京都市の出えんによって設立された。</p> <p>地域におけるまちづくり活動の支援、町家など歴史的建造物の所有者への窓口相談事業などを行う。</p> <p>継続して、京町家の分布及びヒアリング調査を実施する。</p> <p>平成17年（2005）には京町家まちづくりファンドを設立し、基金財源により、町家改修への助成事業を実施する。景観法に基づく景観整備機構にもなっており、景観行政、文化財保護行政とも連携して事業を進める。</p>
NPO法人 古材文化の会	<p>平成6年（1994）に設立され、京都を中心として歴史的建造物の調査、保存・活用、古材の再利用などの活動を行う。</p> <p>平成17年（2005）からは、「伝統建築保存・活用マネージャー養成講座」を実施し、歴史的建造物に携わる人材の育成を図る。</p> <p>こうした実績に鑑み、京都市では、平成20年度（2008）よりNPO法人古材文化の会、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター及び一般社団法人京都府建築士会（令和元年度（2019）より加入）との4者で京都市文化財マネージャー（建造物）育成実行委員会を設立し、京都市文化財マネージャー（建造物）育成講座、スキルアップ講座を実施し、歴史的建造物の調査、保存・活用に携わることのできる人材の育成を行う。</p>
公益財団法人 日本ナショナルトラスト	<p>日本のすぐれた文化財や自然の風景地などを保全し、利活用しながら次の世代につなげていくことを目的に、英国の環境保護団体である「ザ・ナショナルトラスト（The National Trust）」をモデルに「財団法人観光資源保護財団」として昭和43年（1968）に設立。</p> <p>平成4年（1992）に名称を「財団法人日本ナショナルトラスト」とし、その後、平成24年（2012）に「公益財団法人日本ナショナルトラスト」となる。</p> <p>駒井家住宅（京都市指定文化財）を所有しており、その保存を図るとともに、一般公開や文化的行事の開催など、保存・活用事業を実施する。</p>